

I o T診断実施要領

(目的)

第1条 秋田県内の中小企業者等が、I o TやA I等先進技術（以下「I o T等先進技術」という。）の導入などにより、生産性向上や省力化等に向けて課題解決を図ろうとする際、I T技術や製造現場に精通した専門家で構成するチーム（以下「I o T診断チーム」という。）が当該中小企業者等へI o T等先進技術の活用について助言を行うこと（以下「I o T診断」という。）により、適切なI o T等先進技術の導入を図り、もって中小企業者等の発展・成長を促進することを目的とする。

(定義及び構成)

第2条 この要領において「中小企業者等」とは、次の全ての事項に該当する者をいう。

- (1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者であること。
- (2) 日本標準産業分類の大分類において、製造業に属する事業を主たる事業として営む企業者であること。
- (3) 地域活性化雇用創造プロジェクトにより定められた戦略産業に該当する企業者であること。
- (4) 秋田県内に事業所を有する者であること。
- (5) 雇用保険適用事業所であること。
- (6) 厚生労働省所管の雇用関係助成金について、不正受給処分がなされていない又は不正受給処分がなされてから3年以上経過している企業者であること。
- (7) 労働保険料を滞納していない企業者であること。
- (8) 労働関係法令の違反を行っていない企業者であること。
- (9) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主ではないこと。
- (10) 暴力団と関わりのある事業主ではないこと。
- (11) I o T診断の対象とする時点で破産、清算、民事再生手続き若しくは会社更生手続開始の申立がなされている事業者ではないこと。

2 「I o T診断チーム」は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 産業労働部等の事業化プロデューサー及び研究開発コーディネータ
- (2) 秋田県産業技術センター研究員
- (3) I Tコーディネータ及び情報処理技術者等の資格を有し、実務経験を有する者（以下「I Tコーディネータ等」という。）

(IoT診断チームの派遣要請)

第3条 IoT診断チームの派遣を受けようとする中小企業者等は、様式1「IoT診断申請書」及び様式2「誓約書」を秋田県産業労働部産業政策課デジタルイノベーション戦略室長(以下「室長」という。)に提出する。申請書の受付時期については、室長が別途定めることとする。

(派遣の可否の決定)

第4条 前条の申請があった場合、室長は、派遣の可否を決定し、様式3「IoT診断派遣決定通知書」により、申請者に対して通知する。

(IoT診断チームの結成)

第5条 室長は、前条の規定により中小企業者等から提出された申請書の内容を、一般社団法人秋田県情報産業協会、秋田県産業労働部地域産業振興課及び秋田県産業技術センター技術イノベーション部に伝達し、対応者の選定を依頼する。

2 前条の規定による依頼を受けた各機関は、以下の各号により選定した対応者を、室長に報告する。

(1) 秋田県産業労働部地域産業振興課は、事業化プロデューサー及び研究開発コーディネータについて対応者の調整を行い、対応者を選定する。

(2) 秋田県産業技術センター技術イノベーション部は、同センター研究員について対応者の調整を行い、対応者を選定する。

(3) 一般社団法人秋田県情報産業協会は、ITコーディネータ等について対応者の調整を行い、対応者を選定する。

3 室長は、前項による報告内容を踏まえ、IoT診断チームを決定し、申請者に対して対応者及び訪問日を伝達するとともに、ITコーディネータ等の所属する企業に対して様式4「ITコーディネータ派遣依頼書」より依頼する。

(IoT診断の実施)

第6条 IoT診断チームは、申請企業を訪問し、申請書に記載された課題の解決に向け、必要な事項について調査を行う。

2 IoT診断チームは、調査した内容を基に、IoT等先進技術の活用などによる課題解決に向けた助言を行う。

3 IoT診断を実施する際は、必要に応じて、デジタルイノベーション戦略室職員が同行するものとする。

(派遣日数の制限)

第7条 1事業年度内における1中小企業者等へのIoT診断チームの派遣は、原則として延べ2日間を限度とする。ただし、室長が特に必要と認めた場合は、これを超えてIoT診断チームを派遣することができるものとする。

なお、日数の算定に当たっては、4時間以上の活動を行った日を1日分とみなし、2時間以上4時間未満の活動を行った日を半日分とみなすものとする。

(IoT診断内容の報告)

第8条 IoT診断の各対応者は、様式3「IoT診断実績報告書」により、申請企業に対して行った助言について、室長に報告する。

(ITコーディネータ等への謝金及び旅費)

第9条 室長は、IoT診断を行ったITコーディネータ等又は当該ITコーディネータ等の所属企業に対して、様式3による報告書を受領した後、謝金及び旅費を支払うものとする。

2 謝金の金額は、1日当たり4万円とし、半日分とみなした日についてはその額の半額とする。

3 旅費は、秋田県の旅費に関する規定に基づき、実費を支給する。

(守秘義務等)

第10条 IoT診断の対応者は、IoT診断により知り得た企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用しないものとする。

2 IoT診断に伴い著作権その他の知的財産権等及び所有権が発生した場合には、IoT診断の対応者は、中小企業者等は無償で引き渡すとともに、著作人格権を行使しないことに同意するものとする。

3 ITコーディネータ等は守秘義務等を負うことについて様式6「守秘義務に関する誓約書」を室長に提出するものとする。

4 一般社団法人秋田県情報産業協会と県はIoT診断に伴う守秘義務等について別途協定を締結するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、一般社団法人秋田県情報産業協会、秋田県産業労働部地域産業振興課及び秋田県産業技術センターと協議の上、室長が別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。